

# 淡路広域水道企業団議会傍聴規則

平成9年3月31日

議会規則第1号

改正 平成22年3月26日 議会規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

**第3条** 一般席の傍聴人の定員は、5人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことがある。

(傍聴券等の交付)

**第4条** 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

**第5条** 傍聴券は、会議当日受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

**第6条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴証)

**第7条** 傍聴証は、報道関係者及び議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

**第8条** 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

**第9条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

**第10条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終ったときは返還しなければならない。  
(議場への入場禁止)

**第11条** 傍聴人は、議場に入ることができない。  
(傍聴席に入ることができない者)

**第12条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第14条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者
  - (8) 異様な服装をしている者
  - (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。  
(傍聴人の守るべき事項)

**第13条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第14条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第15条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第16条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第17条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

#### 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年3月26日議会規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。